

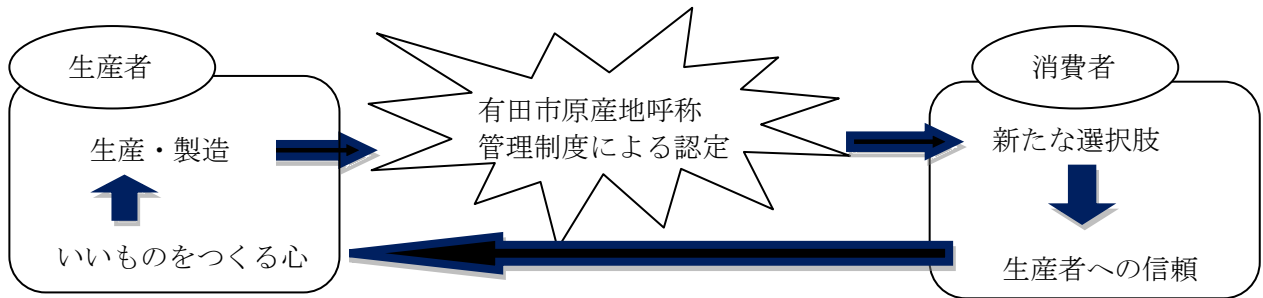
有田市原産地呼称管理制度について

制度の目的

有田市では、より高い品質の農産物及び農産物加工品を提供していくことで生産情報を消費者へ開示し、消費者の信頼を得ながら地域の振興を図ることを目的とした「有田市原産地呼称管理制度」を創設しております。

この制度では、味覚等による差別化を行い、原産地の個性や背景に係る明確化された基準に基づき公的機関が認定を行います。

平成22年度から温州みかんの果実を対象に制度をスタートし、平成23年度に温州みかんジュースを品目に追加しました。選りすぐりの高品質である『有田QUALITY』を認定し、消費者へアピールすることで、さらなる需要拡大を目指します。



制度運営の仕組み

制度を運営する組織として、全体を統括する「有田市原産地呼称管理委員会」、品目別の基準を検討・決定し、申請から審査までの運営を行う「品目別委員会」、官能審査を実施して合否を判定する「官能審査委員会」を設置します。各委員は生産者、流通関係者、消費者、学識経験者、食に関する専門家などで構成し、申請のあった商品について基準を満たすものかどうかについて公正厳格に審査し認定します。

